

地方職員共済組合理事長
（地方共済事務局扱い）
東京都職員共済組合理事長
指定都市職員共済組合理事長
都市職員共済組合理事長
市町村職員共済組合理事長
全国市町村職員共済組合連合会理事長

殿

総務省自治行政局長
（公印省略）

「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令」の施行について（通知）

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省令第5号）が公布され、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）（以下「規程」という。）が改正されました。

さらに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（令和元年内閣府・総務省令第6号）が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）（以下「番号利用法別表第一主務省令」という。）が改正されました。

ついては、このたびの改正概要は下記のとおりですので、その施行に遺漏のないよう願います。全国市町村職員共済組合連合会におかれては、構成組合へも周知方お願いいたします。

記

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令について

第1 個人番号カードの交付申請に必要な支援（改正後の規程附則第12条の2関係）

組合は、当分の間、電子資格確認^{※1}に係る組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の個人番号カードの交付の申請が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員に対し、及び直接に又は組合員を通じてその被扶養者に対し、行うことができることとされたこと。

※1 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）（以下「改正法」という。）附則第9条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第57条第1項に規定する「電子資格確認」をいう。以下同じ。

施行期日：改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（以下「電子資格確認開始日」という。）

第2 電子資格確認開始日の前における個人番号カードの交付申請に必要な支援（附則第2項関係）

組合は、電子資格確認開始日の前においても、組合員等が電子資格確認により、組合員又はその被扶養者であることの確認を受けることができるよう、組合員等が市区町村長に対して行う個人番号カードの交付の申請に必要な支援を組合員に対し、及び直接に又は組合員を通じてその被扶養者に対し、行うことができることとされたこと。

施行期日：公布日（令和元年9月27日）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令について

第3 第1に係る支援の個人番号利用事務への位置付け（改正後の番号利用法別表第一主務省令附則第5項関係）

当分の間、第1に係る個人番号カードの交付申請に必要な支援に関する事務が個人番号利用事務^{※2}として位置付けられたこと。

これにより、当該支援において個人番号を利用することが可能となるが、具体の支援としては、例えば、自分の個人番号が分からない組合員等に対し、組合が厳格な本人確認を行った上で組合員等に個人番号を教示するなどの支援が考えられること。

本人確認の方法については、次の方法が考えられること。

- ・ 組合員等本人に直接個人番号を教示する場合
窓口において組合が適当と認める本人確認書類^{※3}を本人から提示させる。
- ・ 組合員を通じてその被扶養者に個人番号を教示する場合
窓口において組合が適当と認める組合員及び被扶養者の本人確認書類並びに代理を示す旨の委任状（被扶養者が未成年者の場合は、組合員及び被扶養者が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し）を組合員から提示させる。

※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第10項に規定する「個人番号利用事務」をいう。以下同じ。

※3 運転免許証、共済組合員証、旅券（パスポート）、特別永住者証明、年金手帳等

施行期日：電子資格確認開始日

第4 第2に係る支援の個人番号利用事務への位置付け（附則第3項関係）

第2に係る個人番号カードの交付申請に必要な支援に関する事務が個人番号利用事務として位置付けられたこと。

これにより、電子資格確認開始日の前においても、第3におけるのと同様の方法により、当該支援において個人番号を利用することが可能となること。

施行期日：公布日（令和元年9月27日）